

議 長 日程第2「議案第6号松田町職員定数条例の一部を改正する条例」について町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町の施策の推進に当たり、職員を適正配置するため所要の改定をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは参考資料、新旧対照表により御説明申し上げます。今回の改正につきましては、定数119をいじるというようなものではなく、その内訳、まさに職員の適正配置を図るための改正ということでございます。新旧対照表をごらんいただきますと、町長事務部局の職員数84を89にさせていただく。一番最下段、教育委員会の事務部局学校その他の教育機関の職員28名を23名に減ずると。その部分についての改正でございます。教育委員会部局につきましては、学校関係の現業職と既に退職されて数年たった者を含めて余剰な数で計上されてたものを漸次この機会に変更させていただいているところのものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 館 今、ちょっと課長の説明が最後のほう尻切れとんぼでよくわからなかったんですけども、教育委員会の事務等が、仕事について減ったということですか。

参事兼総務課長 学校関係等の給食調理員と、既に今この3月末で1人また退職されるわけですが、過去にもそういう例があったときに、引き続き非常勤という形で数年お勤めいただいたりして現状でございます。そういった中で、特にそこは正職員充てること今までしてこなかった部分あったんですが、昨年も機構改革に伴って一部いじらせていただいたかと思うんですが、そういった中で精査した中で今回のような改正をさせていただくということで、教育委員会の事務部局のほうの仕事が減ったとか減らないということじゃなくて、逆にそこは大変な仕事量あるのかと思っておりますけれど、そちらの部分での現状と合わせるということでさせていただいてるものでございます。

私ちょっと慌てて、附則の部分で4月1日から施行するというのを申し上げ

げなかったかと思うんですが、当然4月1日、時期等に関してこの部分によってさせていただければということで考えておりますので、よろしく御審議のほどを。

12番 大 館 給食に従事した職員について、定年退職でその人たちの対応について新しく正規職員ではなく臨時で対応するという意味に解釈していいんですか。そういうことね。何か一般にね、これがただこのまま出ちゃうと教育委員会、普通人数減らされちゃってそれで松田の教育大丈夫かというような懸念を生じるわけじゃないですか。その辺のきちっとやっぱり何ていうのかな、皆さんによくわかるような説明でいかないと誤解されかねないですよ。何か、松田の教育担当部署から5人も減らしちゃって大丈夫なのかよという、それだけでなく子育て支援に力を入れるんだなんていってるのに教育のほうで人を減らしていいのかよという話が直結しちゃうわけじゃないですか。その辺よっぽど注意して周知をしないとね、誤解されがちなので、その辺はぜひ気をつけていただきたいというふうに感じます。松田町が教育に関する力を抜いてるんだというようなね、近隣も含めてそういう悪いイメージが抱かれないような方策で対応していただきたいと思います。

5番 中 野 大変、ちょっととんちんかんな質問かもしれませんが、この学校給食係、これは業者に給食を委託したがために余分になったというとおかしいんですが、その方たちを町長部局のほうに戻したということですか。それによって、例えば業者に委託するということは委託料もかかるわけです。それで、なおかつ普通の企業でしたらば、委託したならば余剰人員というのはリストラにされるわけですが、これによってこの人たちに支払われる給料も含めて委託料と二重になってしまうのではなからうかと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

参事兼総務課長 今学校給食、どの部分まで委託しているかについては、この後教育課長のほうから説明していただくほうがよろしいかと思いますが、現在、退職された後数年、60で退職されて普通でも5年、6年は勤められるかと思うんですが、そういう方については引き続き非常勤という形で勤めていただいているケースが多うございます。個人の事情でやめられた方もいらっしゃると思いますが。そうであれば給食の調理の質というのはそれほど落ちずに維持できてるかと思いますが、

そういう方々がまだ働ける機会も与え続けられると思っております。その部分と委託してる部分が重複するということがないようにということでは、配慮された執行が委員会のほうで図られてると私のほうでは考えております。その部分、今回たまたま1名の方がそういうケースだったんですが、過去にもあった中、そういうことがあった中で、今回5人ぐらいまとまった数そこに無駄に数字入ってしまっているものを移させていただいた中で、円滑な町政運営をさせていただくというふうに考えております。

教 育 課 長 給食の委託の関係でちょっとお話しさせていただきますと、今現在、幼稚園の調理については、業者のほうに民間委託してございます。これは寄幼稚園の給食調理も含めて調理を行っているということで、28年度の予算に関してはまた当初予算のときに説明させていただきますけれども、28年度でも一部栄養士さんの部分がですね、退職されるという部分がございますので、その辺を民間で委託できないかというところを研究してまいりまして、28年度のほうではそういった予算も持たせていただいております。また詳細については説明させていただきます。今回、定数の28から23という部分については、あくまでこの条例上の定数は正職員でございますので、今言いましたように、例えば臨時で雇っている者ですとか報酬で支払いをしている者についてはこの定数には入ってきませんので、今現状、教育委員会の中で5人減という数字は出てますけれども、実質的なところでは十分手当をいただいている部分でございますので、これまでの正職員が退職された後にそのまま定数が残ったというようなところもございまして、今現状23名で十分な手当をいただいているというふうに感じております。以上です。

1 1 番 鈴 木 どうも説明わからないね。今の説明ね、どうしてもわからないの。例えば教育委員5名退職したり、やめたりして23に減るのね。町長部局は今まで84が89になるというのは新社員を5人受けるということ。119を減らさないでいくためには。新入社員を5人ふやして町長部局を89にして、教育委員会の5人は23人に。だけど、教育委員会から町長部局にいくわけじゃないんだね。そういう説明していただかないと。

参事兼総務課長 異動として給食職員をこちらに回すということじゃなくて、今言っていた

いたように新しく採用する職員。当然ここで退職する職員が何名かおります。  
3人、4人おりますので、その補充も含めて採用しております。一応7名の  
予定でございます。それを教育委員会の中にも入れるかもしれません。それは  
定数どおり入れます。それで116名の予定でございます。今のところの予定で  
いきますと。これは機構改革やるときのお約束として116名でいけということ  
がありますので、そこは厳守したいと思っております。（「わかりました。そ  
ういう説明してください。」の声あり）

議 長 ほかには質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町職  
員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の  
方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。